

「大学評価基準に関する評価の指針」の改定案に対する意見募集の結果

本センターの「大学評価基準に関する評価の指針」の改定案に対して実施した意見募集の結果について、以下の通りお知らせいたします。貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

【意見募集の概要】

意見募集対象	「大学評価基準に関する評価の指針（改定案）」
意見募集期間	2024年4月23日（火）～2024年5月22日（水）
意見提出件数	1件

【意見の内容及び本センターの見解】

意見	見解
<p>基準1のロとホの関係法令に挙げられている大学設置基準第7条によると、教育研究実施組織は教員と事務職員で構成されることになっています。また、ロとホの評価の指針にはいずれも「教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。」と記載され、教員組織と事務組織を一体として記述することが求められています。</p> <p>一方で評価の指針によると、ロは教員組織、ホは事務組織を分けて記述することが求められているようです。</p> <p>ロとホについて、教育研究実施組織の考え方や教員組織・事務組織の書き分けおよび教職協働をいずれに記述するのかについて明確にしてください。</p> <p>基準2と基準3の評価の方法では「体系的」「継続的」「組織的」「効果的」を確認するとされています。基準2と基準3に記述する各取組みは、これらの要素をすべて含むことが求められるのか、あるいは一部でもよいのか、何をどの程度記述すれば基準2と基準3を「満たす/満たさない」と判断する</p>	<p>今回、ロは「教育研究実施組織に関すること」、ホは「大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること」として改めており、教職協働についてはその評価の指針に従って自己点検評価の状況を記載いただくこととなります。</p> <p>教職協働の取組みは大学ごとに多様な状況にあると考えており、ロかホのいずれかを本センターから指定するのではなく、実態に合わせて適切に記載いただくことを期待しています。</p> <p>あわせてご意見をいただいた基準2及び基準3の考え方も含めて、今度受審大学向けに開催します実務説明会等において、丁寧な説明ができるようにいたします。</p>

<p>のか評価の考え方を示してください。 また、例えば中教審の答申やガイドライン、 審議まとめなど、基準1の関係法令のよう に参考となる資料を示してください。</p>	
---	--